

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。</p> <p>③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養</p>
③システムの名称	母子保健システム, 統合宛名システム, 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2, 17, 18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 健康医療部 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市総務企画局行政部情報公開室 電話 092-711-4129 FAX 092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課 電話 092-711-4270 FAX 092-733-5535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 田中 雅人	保健予防課長 執行 睦実	事後	重要な変更にあたらない(所属長の変更)
平成28年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1の10の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	重要な変更にあたらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成28年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2及び18の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2, 17, 18の項及び19の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び18の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2, 17, 18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	重要な変更にあたらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成28年10月18日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成28年10月18日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 執行 睦実	保健予防課長 山本 信太郎	事後	重要な変更にあたらない(所属長の変更)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月18日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月18日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	重要な変更にあたらない (基礎項目評価書の様式変更 における項目追加のため)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 山本 信太郎	保健予防課長	事後	重要な変更にあたらない (基礎項目評価書の様式変更 のため)